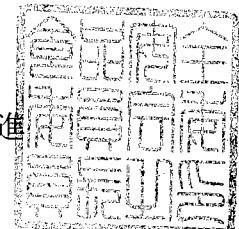


府食第1007号
平成25年12月16日

厚生労働大臣
田村 奕久 殿

食品安全委員会

委員長 熊谷 進



食品健康影響評価について（回答）

平成25年11月20日付け厚生労働省発食安1120第2号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

今回の告示改正により新たに安全性審査を経た旨の公表がなされたものとみなす遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種は、「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に基づき、これまでも、改めて安全性の確認を必要とするものではないとしているところであり、安全性評価が終了している掛け合わせの親品種である遺伝子組換え植物と比較して、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられる。

このため、本改正については、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。